

(工学部内規程第4号)

鳥取大学大学院工学研究科代議員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学大学院工学研究科委員会規程（平成16年鳥取大学工学部規則第5号）第8条第5項の規定に基づき、鳥取大学大学院工学研究科代議員会（以下「代議員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 副研究科長
- 三 コース長及び専攻長
- 四 その他研究科長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第4号の委員の任期は、研究科長が定める。

(審議事項)

第4条 代議員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学位の審査に関する事。
- 二 国際交流に関する事。
- 三 研究者の受入れに関する事。
- 四 受託研究員の受入れに関する事。
- 五 予算の配分に関する事。
- 六 名誉教授の推薦に関する事。
- 七 科学研究業績表彰候補者の推薦に関する事。
- 八 各種委員会委員の選出に関する事。
- 九 教育方法の改善に関する事。
- 十 入学試験委員会及び学務委員会に属しない事項に関する事。

(議長)

第5条 研究科長は、代議員会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した副研究科長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 代議員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 代議員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 代議員会の事務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月20日から施行し、改正後の鳥取大学工学研究科代議員会規程の規定は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。